

法人税率引下げ（地方税）の財源措置の例

※法人税率を5%引き下げる場合、地方の減収見込額は2,400億円～3,600億円。

項目	見直しの視点	増収見込額についての粗々の試算
1. 国税における課税ベースの拡大等によるもの		
<租税特別措置（法人関係）>		
1. 特別償却・割増償却（20措置）の廃止・縮減	○ 法人税の所得の計算の特例であり、法人事業税・法人住民税の算出にそのまま反映する。	500～600億円
2. 準備金（13措置）の廃止・縮減	○ 法人税の所得の計算の特例であり、法人事業税・法人住民税の算出にそのまま反映する。ただし、海外投資等損失準備金については法人事業税で遮断。	700億円
3. 研究開発税制の大幅縮減（重点化）	○ 税額控除であり、法人住民税のみに影響する。研究開発税制では中小企業者等以外の法人について遮断。	50億円
4. 特定事業用資産の買換え特例の廃止・縮減	○ 法人税の所得の計算の特例であり、法人事業税・法人住民税の算出にそのまま反映する。	300～400億円
<法人税法上の措置>		
1. 減価償却制度の抜本的見直し	○ 法人税の所得の計算の内容であり、法人事業税・法人住民税の算出にそのまま反映する。	2,700～3,600億円
2. 貸倒引当金・返品調整引当金の廃止・縮減	○ 法人税の所得の計算の内容であり、法人事業税・法人住民税の算出にそのまま反映する。	900～1,100億円
3. 欠損金の繰越控除の制限	○ 法人税の所得の計算の内容であり、法人事業税・法人住民税の算出にそのまま反映する。	1,800～2,300億円
4. 受取配当の益金不算入制度の見直し	○ 法人税の所得の計算の内容であり、法人事業税・法人住民税の算出にそのまま反映する。	700～800億円
5. 一般寄付金の損金不算入制度の廃止・縮減	○ 法人税の所得の計算の内容であり、法人事業税・法人住民税の算出にそのまま反映する。	100億円
2. 地方税における課税見直し		
※国税における課税ベースの拡大等により減収が埋まらない場合に検討。		
<税負担軽減措置等の見直し>		
1. 法人住民税に係る税額控除の見直し	○ 国の租税特別措置のうち税額控除については法人住民税において遮断を行うことが可能。 △ 税額控除の対象は主に中小企業者等に対する措置。	0～100億円
2. 固定資産税に係る特例措置（10項目）の見直し（電力、ガス、鉄道、公害防止用設備等）	○ 適用が特定の業種・企業に偏っている（経営状況が安定し、大きな黒字を出している法人もある）。 ○ 創設から長期間が経過し、創設時の政策目的が達成されている。	※ 全廃の場合、300億円
<法人住民税均等割>		
1. 法人住民税均等割の課税区分の見直し	○ 現行の均等割の課税区分はS53年度の改正以来32年間見直されていない。	※ 100億円超区分を設け、税率を現行の50億円超区分の税率の2倍（市町村民税は従業者数50人超区分に限る。）とした場合、600億円

（注1）増減収の見込額については、原則として、法人税の平年度（改正後の制度が全対象者に1年を通じて適用された場合。以下同じ。）の増減収見込額の試算から、経済低調時（20年度と21年度の平均）と経済好調時（18年度と20年度の平均）について、現行税率の下で試算したもの。

（注2）固定資産税に係る特例措置の増収見込額については、原則として、平年度の増減収見込額を、概要調書等を基に試算したもの。